

就学援助制度について

上里町教育委員会

就学援助制度とは、小学校児童、中学校生徒が安心して教育を受けられるよう、経済的に困りの家庭の児童生徒の保護者に対して、上里町教育委員会が就学に必要な費用の一部を援助する制度です。

1. 援助を受けられる方

上里町に住所を有し、上里町立の小・中学校に在籍している児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当し、教育委員会が認定する方です。

◎ 生活保護を受けている方

◎ 生活保護は受けていないが、それに準ずる程度にお困りの方

目安・・・40歳のご夫婦と小学生の子、中学生の子の4人家族で世帯全体の収入（給与所得控除後の額）が300万円未満。 ※世帯構成や年齢によって違います。

◎ その他、下記事項に該当する方

- ・ 生活保護法による保護の停止又は廃止を受けた方
- ・ 町民税・県民税などの税金が非課税又は減免された方
- ・ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている方 など

2. 援助を受けられる費用

（参考：令和7年度年間支給額）

名 称	小 学 校	中 学 校	備 考
学用品費等	1年生：11,630円 2～6年生：13,900円	1年生：22,730円 2・3年生：25,000円	文具、通学用の靴等
校外活動費	林間学校の交通費	林間学校の交通費	宿泊のある校外活動費
	遠足の費用	遠足の費用	宿泊のない校外活動費
修学旅行費	実 費 額		旅行の内容により金額は異なります
学校給食費	実際に食べた給食費の全額		
オンライン学習通信費	15,000円（上限）		学校が休校となり、オンラインでの家庭学習が実施された場合支給
新入学用品費	57,060円	63,000円	小、中学校1年生で、4月1日現在認定されている方
医療費	治療費の窓口負担分（但し保険対象分） 教育委員会が発行する医療券を金券として使用します		学校で行う定期検診で治療の指示が出た場合

※ 生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみの支給となります。

※ 年度途中からの認定者は、学用品費等が月割りでの支給となります。

※ 学校徴収金を滞納している場合は、支給される就学援助費を学校徴収金の滞納分に充当します。

裏面があります⇒

3. 申請手続き

- ① 『就学援助費受給申請書』に必要事項を記入し、振込先口座の通帳のコピーを添付の元、教育委員会教育総務課へ提出。

※申請事由によっては添付書類が必要となる場合があります。

※申請書は上里町のHP か、役場庁舎3階の教育委員会教育総務課にあります。



- ② 受付締切日・・・毎月15日（休日の場合は前日が締切日となります。）



- ③ 申請された方については、教育委員会で審査後、援助が必要と認められれば認定いたします。後日、認定又は不認定の通知を郵送いたします。

【注意】

- 1 この制度は、毎年度申請が必要で、その都度認定が決定される制度です。
- 2 申請は年度を通じていつでも提出できますが、申請時期によっては前年度の所得内容を判定に利用するため、すぐに認定できない場合があります。
- 3 年度途中でも世帯の状況が変わった場合には、支給停止や再申請が必要となる場合がありますので、速やかに教育総務課までご連絡ください。

この就学援助制度に関する問い合わせ先
上里町教育委員会 教育総務課
TEL 35-1246（直通）

